

○国立大学法人三重大学知的財産ポリシー

(平成 18 年 3 月 10 日第 545 号)

改正 平成 18 年 5 月 18 日 平成 22 年 6 月 28 日

平成 22 年 12 月 20 日 平成 28 年 10 月 31 日

平成 29 年 3 月 30 日なし第 545 号

1 目的

国立大学法人三重大学(以下「本学」という。)は、「地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。」ことを基本コンセプトとし、知的創造活動を通じて得られた知的財産及び知的財産権が、社会や地域で広く使われることによって文化や経済の発展に寄与するという、社会及び地域への貢献を重要な使命の一つとしている。

本ポリシーの目的は、本学における知的財産及び知的財産権の創出を促すとともに、本学の使命を推進することにある。また、外部機関(民間企業、NPO 法人、国及び地方公共団体等をいう。以下同じ。)との連携や知的財産にかかわる活動を通じて、教育・研究のさらなる質的向上を図り、本学の価値をより高めていかなければならない。

2 定義

(1) 「職員等」とは、本学の役員、教職員(教育職員及び一般職員並びに教育や研究等に携わる非常勤職員をいう。)及び研究等を行うために所定の手続を経て受入れを許可された者(外部機関に所属する共同研究員は除く。)をいう。

(2) 「知的財産」とは、教育・研究等の活動を通じて生み出された知的創造物のうち、財産としての価値を持つものをいう。

(3) 「知的財産権」とは、「知的財産」の中で、関係省庁又は関係省庁が指定した機関へ出願又は申請した後、審査を経て、登録後発生する権利(産業財産権；特許，実用新案，意匠，商標(標章)，プログラム等の著作権，種苗の育成者権，半導体集積回路の回路配置利用権)，著作物(論文，著書，小説，俳句・短歌，作曲，絵画，写真，映画又は芸術的な建築物等)が創られた時点で権利の発生する著作権又は不正競争防止法等で保護される利益にかかわる権利をいう。

3 基本方針

(1) 本学に知的財産評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。知的創造物を作成(作製)した職員等は、原則として、学内外で発表する日より少なくとも 1 カ月前に、三重大学地域イノベーション推進機構知的財産統括室(以下「知的財産統括室」という。)へ届け出なければならない。

- (2) 本学は、委員会において、届け出された知的創造物が、本学の職務を通じて生み出され、オリジナリティのあるものであり、かつ外部機関において将来活用が見込まれるものであると判断された場合、原則として、それにかかわる権利を承継するものとする。この場合、出願・申請等に必要となる費用は本学が負担する。権限を委譲された委員会の長が、承継等決定(情報管理を含む。)の責を負う。
- (3) 知的財産にかかわる権利を本学が承継した場合及び外部機関より本学が収入を得たときは、当該知的財産の作成(作製)に貢献した者に補償金を支払う。
- (4) 委員及び出席者は、原則として、そこで議論された内容について秘密にしなければならない。
- (5) 本学が承継した知的財産及び知的財産権は、知的財産統括室において管理される。
- (6) 本学が承継した知的財産及び知的財産権の活用等は、原則として、株式会社三重ティーエルオーへ委託し(特許等の共同出願にかかわる契約業務を含む。), それを進める。
- (7) 本学は、知的財産にかかわる教育(啓発を含む。)を重視し、それを実行する。
- (8) 本学と外部機関は、各々が所有する知的財産を互いに尊重する。
- (9) 職員等は、学内外の関連する機関と協議(秘密保持契約等の締結を含む。)をして、知的創造物及びそれにかかわる情報の管理に努めなければならない。

4 届出が必要な知的創造物

- (1) 次に掲げる知的創造物は、委員会へ届出が必要である。
 - 1) 特許, 実用新案, 意匠, 商標(標章)権にかかわる知的創造物
 - 2) 種苗の育成者権にかかわる知的創造物
 - 3) 半導体集積回路の回路配置利用権にかかわる知的創造物
 - 4) プログラム等の著作権にかかわる知的創造物
 - 5) 有体成果物(菌, 試薬, 装置, 模型等)にかかわる知的創造物
 - 6) 秘匿にすることが可能な技術情報にかかわる知的創造物
- (2) 著作物については、職務を通じて生み出されたものであっても委員会へ届ける必要がなく、原則として、創作した個人が管理する。

5 見直し

社会通念の変化, 法令の改正, 本学の目標の変更及び本学諸規程の改正等によって, 本ポリシーを適宜改定する。その改定は, 役員会における審議を経て学長が承認する。学術情報部社会連携チームは, 改定日と改定の理由が記された知的財産ポリシーの履歴を保管する。

附 則

本ポリシーは, 平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

国立大学法人三重大学長
豊田 長康
附 則(平成 18 年 5 月 18 日)

本ポリシーは、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(平成 22 年 6 月 28 日)

本ポリシーは、平成 22 年 7 月 1 日から適用する。
附 則(平成 22 年 12 月 20 日)

本ポリシーは、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

国立大学法人三重大学長
内田 淳正
附 則(平成 28 年 10 月 31 日)

本ポリシーは、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。
国立大学法人三重大学長
駒田 美弘
附 則(平成 29 年 3 月 30 日なし第 545 号)

本ポリシーは、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
国立大学法人三重大学長
駒田 美弘